

議案第 79 号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第 79 号、大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

条例の改正理由についてですが、2018年に策定した第4次大津市緑の基本計画の中間見直しに向け、「大津市緑の基本計画審議会」を設置するため大津市附属機関設置条例の一部を改正するものです。

緑の基本計画とは、都市緑地法に基づいて、本市の緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像や目標、施策などを定めた基本計画です。

第4次大津市緑の基本計画では基本理念として「水と緑が人を育む持続可能なまち大津」を掲げており、その理念に基づき、「緑の骨格の保全」、「都市公園などのマネジメントの強化と多機能化」、「協働による緑のまちづくりの促進」の3つの基本方針を定め、取り組みの方向性を示しております。

3ページをお願いいたします。

現計画の計画期間は2018年から2032年までの15年間となっておりますが、大津市都市計画マスタープランの進捗状況との整合を図りつつ、概ね7年間を区切りに評価と検証を行い、社会経済情勢や関連する各種制度などに大きな変更があった場合、見直すこととしております。

4ページをお願いいたします。

続いて、緑の基本計画の中間見直しの取り組み内容について、ご説明いたします。

7年目となります令和7年度の中間見直しに向け、市民ニーズの変化を把握するため、令和5年度には市民意識調査を実施いたしました。令和6年度は現計画策定後の法改正や関連計画の状況や計画に定めた各取り組みの状況について確認、検証し、中間見直し案の作成を進めてまいりたいと考えております。

なお、令和7年度に第4次大津市緑の基本計画(中間見直し)案の市議会への説明やパブリックコメントを実施し、計画の策定を予定しております。

5ページをお願いいたします。

続いて、審議会の概要について説明いたします。

審議会の名称は大津市緑の基本計画審議会、審議会の設置目的は、都市緑地法第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の改定のために必要な事項を調査審議すること、委員定数は6人以内としております。

現計画策定時と同様、委員構成は学識経験を有する者、市民団体から選出された者、関係行政機関から選出された者を予定しており、改定までに4回程度の開催を予定しております。

なお、当審議会につきましては、現計画策定時に設置し、計画策定後、目的を果たしたことから廃止したものであり、今般、計画の中間見直しの改定のために改めて設置するものであります。

6ページをお願いいたします。

中間見直しに係るスケジュール案についてご説明いたします。

令和6年度は現状分析や評価及び課題の抽出とともに中間見直し案の検討を行い、令和7年度にパブリックコメントを実施した上で、計画の策定を予定しております。

7ページをお願いいたします。

最後に今回の条例の改正案を記載しています。内容は5ページと同じですので省略します。

以上で、大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に関する説明といたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。